

災害などによる損失の控除

今年台風の当り年で、各地で被害が相次いでいます。所得税法では個人が災害や盗難などで資産につき損害を受けた場合には、一定の要件に基づき、所得控除を受けることができます。以下、その概要についてまとめてみました。

1. 雑損控除の適用要件

(1) 資産の所有者

本人

本人と生計を一にする所得金額等が 38 万円以下の親族

(2) 対象となる資産

居住用家屋、家財、衣服、現金、時価 30 万円以下の宝石・骨董品など

注) 生活に通常必要でない資産や事業用資産などは対象外

(3) 損失発生原因

災害(地震・台風・落雷・火災・害虫による被害など)、盗難、横領に限る

注) 自らの取り壊し、詐欺や脅迫は対象外

2. 所得控除額

(1) 損失の金額

損害金額(注 1) + 災害関連支出(注 2)の金額 - 保険金・損害賠償金の受取金額(注 3)

注 1) 損失発生直前の時価を基に計算します。

注 2) 資産の災害による後片付け費用などです。

注 3) 個人が受け取る損害保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して受け取るものは、原則非課税となります。但し、その受け取った保険金等は、損失の金額の計算上は控除しなければなりません。

(2) 控除額

次のいずれか大きい金額

(1)の損失の金額 - 所得金額等 × 10%

(1)の災害関連支出の金額 - 5 万円

3. 控除しきれない損失の金額

翌年以後 3 年間に繰越、所得金額等から控除することができます。

4. 具体例

居住用家屋の台風による損失額	600 万円、	後片付け費用	30 万円
保険金収入	100 万円、	所得金額等	500 万円
(1) 損失の金額	600 万円 + 30 万円 - 100 万円 = 530 万円		
(2) 控除額	530 万円 - 500 万円 × 10% = 480 万円		
	30 万円 - 5 万円	= 25 万円	
	>	所得控除額	480 万円

5. 災害減免法との選択

災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除く)がその時価の 2 分の 1 以上で、災害にあった年の所得金額の合計額が 1 0 0 0 万円以下のときに、その災害による損失額について上記雑損控除を受けない場合は、災害減免法により、所得金額に応じて所得税が、所得金額 500 万円以下の場合は全額、500 万円超 750 万円以下の場合は 1 / 2、750 万円超 1000 万円以下の場合は 1 / 4、それぞれ軽減又は免除されます。

上記はあくまで現行税制に基づいての記載であり、いずれも税務上の詳細な適用要件及び注意事項があります。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実行されるようご留意願います。